

## 大牟田市議会政務活動費の交付に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、大牟田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第35号。以下「条例」という。)の規定に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (届出)

第2条 条例第2条第1項に規定する会派(以下「会派」という。)を結成したときは、当該会派の代表者は、会派結成届(様式第1号)を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 会派に属する市議会議員の異動その他前項の規定により届け出た事項について変更があったときは、当該会派の代表者は、会派変更届(様式第2号)により、議長を経由して、市長に届け出なければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、会派解散届(様式第3号)により、議長を経由して、市長に届け出なければならない。

### (交付の申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び条例第2条第1項に規定する議員(以下「議員」という。)は、毎年度、政務活動費交付申請書(様式第4号及び様式第5号)を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出後、当該申請した事項に変更があったときは、政務活動費交付変更申請書(様式第6号)により、議長を経由して、市長に当該交付変更の申請をしなければならない。

### (交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、政務活動費の交付を決定し、政務活動費交付決定通知書(様式第7号)により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

### (交付の請求)

第5条 前条の通知を受けた会派の代表者及び議員は、速やかに政務活動費交付請求書(様式第8号及び様式第9号)により市長に政務活動費の交付を請求するものとする。

### (政務活動費の交付)

第6条 市長は、前条の請求があったときは、条例第3条第1項に規定する交付月の16日（市長が特に必要があると認めるときは、別に定める日）までに政務活動費を、口座振替の方法により、会派の代表者又は議員に交付するものとする。

（会派に対する政務活動費の精算）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派が基準日（条例第4条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）後に解散したときは、当該会派の解散の日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派において基準日後に当該会派に属する市議会議員の数に異動が生じた場合は、当該異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の数に基づいて算定した政務活動費の額より低いときはその差額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の数に基づいて算定した額を超えるときはその差額を返還しなければならない。

（議員に対する政務活動費の精算）

第8条 政務活動費の交付を受けた議員が基準日後に市議会議員でなくなったときは、当該市議会議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が基準日後に新たに会派に属することとなったときは、当該会派に属することとなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

（市議会の解散による政務活動費の精算）

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、市議会の解散があったときは、当該解散の日の属する月の翌月分（その日が月の10日以前の日であるときは、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書）

第10条 条例第9条第1項に規定する収支報告書（以下「収支報告書」という。）の様式は、政務活動費収支報告書（様式第10号及び様式第11号）によるものとする。

2 議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

( 会計帳簿等の整理保管 )

第11条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者( 条例第 8 条に規定する経理責任者をいう。 ) 又は議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書の写し等支出に関する書類を整理しておかなければならない。

2 前項の会計帳簿その他の書類は、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

( 補則 )

第12条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律( 平成24年法律第72号 ) 附則第 1 条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。